

陳述書

2007年12月3日

住所：

職業：琉球大学教育学部教授

名前：長谷川 裕

記

私は、1993年より琉球大学教育学部に勤務し、教員養成の仕事に携わっています。研究上の専門分野は教育社会学であり、教師の職業文化である教員文化を自身の研究テーマの柱のひとつにしています。原告の疋田哲也さんの支援者であり、私にとっては大学院生の頃に研究上の助言をいただいてきた先輩である荒井容子さんによる、あるメーリングリスト（教育研究の全国組織である「教育科学研究会」のメーリングリスト）への投稿を通じて本件のことを知りました。本年9月はじめのことです。なお、疋田さん本人とは直接の面識はありません。

どんな職業にも、その職業固有の難しさがあると思います。学校教師という職業の場合、成長途上にあり気持ちの状態の激しく揺れ動く子どもたちを相手に、しかもかなり多数の子どもたちを相手に、そのひとりひとりの状況をよく見て取って、その状況にかみ合った働きかけを適切に行っていかなければなりません。その難しさはかなり大きなものであると考えます。この難しい仕事に誠意をもって取り組もうとすればするほど、やらなければならない仕事の量は際限なく膨れ上がり、絶えず多忙状態に苛まれることとなります。

しかし教職は、このような難しさやそれに伴う多忙が絶えず付きまとう一方で、それに携わる圧倒的に多数の教師たちによって、やりがいのある魅力的な仕事であるとも受けとめられています。多忙の中何とか時間をやり繰りし心を込めて準備した授業などの教育活動には、子どもたちは多くの場合やはり積極的な反応を示し参加してきてくれます。そして、それらを通じて子どもたちが成長を遂げていくプロセスを、教師たちは目の当たりにすることができます。もちろん、そう容易くは事が進まない場合も多々ありますが、その場合でもあれこれと工夫し粘り強く取り組めば、子どもたちが徐々にでも良い方向へと変化していくことは少なからずあり、教師はそこに大きな手応えを感じることができます。こうしたことが、上述の困難や多忙を補って余りある、教職の魅力の源泉なのだと考えます。

ただ、こうした教職の魅力は、個々の教師が個別に、子どもたちと真剣に向き合っさえいれば得られるというものではありません。学校教師の仕事は、その多くの場面で、職場の同僚教師同士の協同を必要としています。また、職場の他の教師からの助言や励まし・支援がなければ、教師は上述の困難を乗り切っていくことができません。そして、教職がこのように職場の同僚教師たちによるすぐれて協同的な仕事である以上、校長・教頭など管理職の地位にありリーダーシップを発揮すべき人たちに対して課せられる責任と期待は、

自ずと大きなものにならざるを得ません。その責任と期待の中身は、教師同士の協同関係が円滑なものになるように調整すること、個々の教師が自由に伸び伸びと働いてその力を十分に発揮できるように指導・援助すること、などになるでしょう。

以上のことは、教職についての研究の中で、また学校教師自身の発言の中でしばしば言われていることであると思います。それとともに、冒頭に触れた教員文化についての私自身のこれまでの研究の中でも検証されてきたと、私は実感しています。

私は、前述のように9月初めに本件を知り、東京都人事委員会における「請求人最終陳述書」の写しなど関連資料を、荒井さんに送付していただきました。それらの資料に目を通した後、荒井さんをはじめ足田哲也さんの支援者によって作られているホームページ(<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>)に掲載されたそれ以外の資料(足田さん側のもものも、足田さんと対立する側のもものも)も一読しました。その限りでは私は、足田さんは、教職にまつわる困難と多忙に決してめげることなく、誠実に仕事に取り組み、そのことによって教職の魅力を存分に実感してきた方であると、その意味で上述のような多くの学校教師の典型中の典型であるような方だと感じました。加えて足田さんは、教職が協同的な仕事であるという、やはり上述した点を常に自覚し、職場の同僚間関係をはじめ様々な教師同士の協同関係の中に進んで身をおいて、それをより高次のものに発展させるための努力を惜しまない方だという印象ももちました。そのような足田さんは、分限免職処分を受けるべき人であるとは、私には到底思えません。

他方で、澤川校長や岡崎教頭は、少なくとも本件に関わっては、上述したような管理職に課せられている責任や期待を十分に果たし応えようとしないうばかりか、むしろそれとまったく逆行する行動をとり続けたと言わざるを得ないと感じました。自分とそりが合わない、あるいは自分の言う通りにしないからという恣意的な理由だけから足田さんに対する攻撃を開始し、しかしその攻撃のやり方は執拗であり、ある意味で計画的であり、免職に追い込むまでとことんやり続けるというものです。人が人に対してなぜこんな理不尽なことができるのか、怒りというよりも悲しい気持ちに、私はなりました。管理職は、職務命令を発することを始め、職場の教師たちに対してその職務上の行動を統制する権限を有しています。しかし管理職は、その権限はあくまでも上述の管理職の責任を果たすためだけに付与されているものであることは元より、その権限の行使が時として正当な責任の範囲を超えて恣意的なものになる危険性があることに、常に自覚的でなければなりません。澤川校長や岡崎教頭は、その自覚を怠り、あたかも全人格的な服従を要求できる優越的な立場にあるかのように錯覚し、その要求に服さない足田さんを人格的に抹殺しようとしている。そのように感じざるを得ません。

既に述べましたように、教職は、困難であり多忙が付きまとう仕事である一方で、やりがいと魅力に溢れた仕事であります。しかし、これも既に述べましたように、その魅力は、教師同士の協同関係があり、その協同関係に信頼をおき安心して教育活動に励めることによってはじめて、十分に維持されるものであります。仮に、本件において足田さんの分限免職処分が撤回されないとしたら、したがって澤川校長や岡崎教頭が本件においてとった行動が是認されるとしたら、この信頼・安心の拠り所の一角は確実に崩されることになる

でしょう。自分たちを支えてくれないばかりか、恣意的な理由から、しかし執拗に攻撃を仕掛けてくる、そのような管理職がいる職場は、決して信頼でき安心感を得られる場にはなりません。それは当然にも、教師たちの志気の低下にもつながっていきます。

このことはもはや、単に澤川校長や岡崎教頭が居る職場についてだけ問題になるようなことではありません。仮に疋田さんの分限免職処分の撤回がされないとすれば、それは、彼らのような行動が管理職のやっつけいいこととして公認されることを意味するからです。そのことは、東京都の教師たちにとって、さらにはもっと広い範囲の教師たちにとっても、管理職やそのリーダーシップの下に形成される職場の同僚関係に信頼をおき、そのサポートを受けながら安心して伸び伸びと教育活動に専念する、などといったことを期待してはいけないのだと、公的に宣告されたという意味をもちます。そのような宣告を受けた教師が、それにもかかわらず高い志気を維持できるとは、私には到底思えません。

こうしたことは、現在教職に携わっている人たちだけにとっての問題なのではありません。冒頭で述べましたように、私は現在教員養成の仕事に携わっています。そのため、本件の裁定結果が教員志望の若い人たちに及ぼす影響のことを、どうしても考えざるを得ません。教職というのは、仮に本件のようなことが起きると辞めさせられかねない職業なのだと思ったとしたら、彼/彼女らはどのように思うでしょうか。学校では管理職は信頼できないのだ。その恣意的な悪意を差し向けられないように、管理職の顔色を常に窺っていないといけないのだ。そのような管理職の下にある職場の同僚にも、心を許すことはできないのだ。彼/彼女らはこのように思うようになるでしょう。そう思うに至った教員志望者は、その志望自体を放棄するか、そうでないにしても、少なくともこれまでの多くの教職志望者が抱いてきたと言われている、教職に就く時点での高い理想と志気を抱けぬままに教職に就いていくということになりかねません。私は、上記の現在の私自身の立場上、何よりもそのことを強く危惧しています。

述べてきたような理由から、私は、疋田哲也さんの分限免職処分撤回という請求を、ぜひお認めいただけるように、切にお願いする次第です。

以上